

大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼書

令和7年5月20日

大津市政策調整部情報政策課

1. 背景と目的

「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）に基づき、標準化・共通化の対象となった20業務については、国が定める標準仕様に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）へ移行するため、令和5年度に標準化移行業務に関する情報提供依頼（以下「RFI」という。）を実施し、令和7年度末の移行期限に向けて移行業務に対応いただく事業者の選定を進めておりました。

しかしながら、国の制度改正等のあおりを受け、移行期限内の対応が困難となるシステムが出てきており、これらのシステムについては地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月閣議決定）に示された「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム（以下、「特別移行支援システム」という。）に該当するものとして、国に対して申請を行っているところです。

こうした経緯を踏まえ、本市における特別移行支援システムについて、標準準拠システムへの移行に関する導入可否や移行時期等に関する情報を提供いただくことを目的とし、情報提供依頼を行うものです。1業務でも情報提供可能なシステムがある場合は、回答にご協力ください。

2. 本市の方針

本市の標準化・共通化に係る方針は以下のとおりです。

- ・令和9年度末までに標準化移行できることを前提とする。
- ・標準準拠システムへの移行は安全性・確実性を最優先事項とする。
- ・ガバメントクラウド（共同利用方式）での構築・運用を基本方針とする。

ただし、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

3. 対象業務

本情報提供依頼の対象とする業務は以下の3業務となります。

- ・児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援

なお、その他の業務については、「5. 本市の状況及び本市が公開する情報」の「(2) 本情報提供依頼対象外の標準準拠システム移行対応概要」に記載のとおりである。概算費用の積算や補足資料を作成する際には、各システムとのデータ連携部分を含むようご注意ください。

4. 移行スケジュール

本情報提供依頼は、現時点で国に特別移行支援システムとして申請しているシステムに係る情報提供依頼であるため厳密な希望スケジュールを設けていませんが、国へ申請を行っている延長期間としては次項に記載している現行システムの概要内「申請中の移行期限」のとおりとなります。

5. 本市の状況及び本市が公開する情報

(1) 現行システムの概要

現行システムに係る事業者名・製品名は以下のとおりです。

業務名	契約事業者	製品名	申請中の移行期限
児童手当	富士通 Japan	MICJET MISALIO 子育てソリューション	令和9年度末
児童扶養手当	富士通 Japan	MICJET MISALIO 子育てソリューション	令和9年度末
子ども・子育て支援	富士通 Japan	MICJET MISALIO 子育てソリューション	令和9年度末

(2) 本情報提供依頼対象外の標準準拠システム移行対応概要

業務名	契約事業者	製品名	移行予定時期
住民記録	富士通 Japan	MICJET MISALIO	令和7年度1月
選挙人名簿管理	ムサシ	テラック	令和7年度1月
固定資産税	日立システムズ	ADWORLD	令和7年度1月
個人住民税	日立システムズ	ADWORLD	令和7年度1月
法人住民税	日立システムズ	ADWORLD	令和7年度1月
軽自動車税	日立システムズ	ADWORLD	令和7年度1月
国民年金	富士通 Japan	MICJET MISALIO	令和7年度1月
生活保護	北日本コンピューターサービス	ふれあい	令和7年度1月
健康管理	トーテックアメニティ	健康かるて	令和7年度1月
印鑑登録	富士通 Japan	MICJET MISALIO	令和7年度1月
介護保険	未定	未定	令和8年度中予定
後期高齢者医療	未定	未定	令和8年度中予定
障がい者福祉	未定	未定	令和8年度中予定
国民健康保険	未定	未定	令和9年度中予定
戸籍・戸籍の附票	未定	未定	令和9年度中予定
就学	未定	未定	令和9年度中予定

(3) 標準化対象外のシステムとの連携

「【別紙1】標準化対象外システムとの連携一覧」をご参照ください。

(4) 移行計画

原則2か年での移行対応を想定していますが、その他の移行期間での提案でも問題ございません。

(5) 現行の対象サーバ稼働時間一覧

業務名	サーバ稼働時間	システム稼働時間	備考
児童手当	4:45 ~ 4:35	7:30 ~ 23:30	
児童扶養手当	4:45 ~ 4:35	7:30 ~ 23:30	

子ども・子育て支援	4:45 ~ 4:35	7:30 ~ 23:30	
-----------	-------------	--------------	--

6. 情報提供依頼事項

本情報提供依頼では、本市が回答様式を定めているものについては、各項目について様式への記入をお願いいたします。

また、回答の補足等を行うために添付すべき資料がある場合は、必要に応じて別紙としてご提出をいただいて問題ございません。なお、その際は、該当する情報提供依頼項目が分かるよう明示してください。

一部の様式又は項目についてのみの回答も受け付けます。現時点での状況を踏まえ、分かる範囲、ご対応いただける範囲での積極的な回答をお願いいたします。

7. 配布資料

- ① 大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼書（本紙）
- ② 【様式1】大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る参加申込書
- ③ 【様式2】大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る質問書
- ④ 【様式3】大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る回答書
- ⑤ 【別紙1】標準化対象外システムとの連携一覧

8. 実施期間

大津市HP公開日～令和7年6月30日（月）

9. 参加申込み手続き

本情報提供依頼に参加する場合は、以下の要領にて手続きをお願いいたします。

- 参加申込み期限 : 令和7年6月5日（木）17:00まで
- 申込み方法 : 「【様式1】大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る参加申込書」に必要事項を記載し、「13. 問合せ先・提出先」へ電子メールにて送付してください。
- メール件名 : 【大津市標準化RFI】情報提供依頼への参加申込み（貴社名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到達確認の連絡を行ってください。

なお、参加申込み後に辞退する場合は、「13. 問合せ先・提出先」へ電子メールにて連絡を行ってください。

その際、電子メールの件名は「【大津市RFI】情報提供依頼への参加辞退（貴社名）」としてください。

また、期日までに「【様式3】大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る回答書」が提出されなかった場合は辞退したものと見なします。

10. 情報提供依頼に関する質問

本情報提供依頼に関する質問がある場合は、以下の要領で行ってください。なお、質問に対する回答は、令和7年6月16日（月）までに参加を表明頂いたすべての事業者様に電子メールにて御返信させていただきます。

- 質問期限 : 令和7年6月5日（木）17:00まで

- 質問方法 : 「【様式 2】 大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る質問書」に必要事項を記載し、「13. 問合せ先・提出先」へ電子メールにて送付してください。
- メール件名 : 【大津市標準化 RFI】 情報提供依頼に関する質問（貴社名）
- その他 : メール送付後、本市に対して到達確認の連絡を行ってください。

11. 情報提供資料等の提出方法

本情報提供依頼に対する貴社からの情報提供については、以下の要領にて提出をお願いいたします。

- 提出期限 : 令和 7 年 6 月 3 0 日（月） 1 7 : 0 0 まで
- 提出書類 : 「【様式 3】 大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る回答書」及びその他参考資料等
- 提出方法 : 持参または郵送の方法により、「13. 問合せ先・提出先」へ提出してください。
- 媒体と部数 : 電子媒体（CD-R または DVD-R） 1 部
- その他 : 「【様式 3】 大津市標準準拠システム移行に係る情報提供依頼に係る回答書」は、PDF 化せずに Excel 形式のままでご提出ください。その他の資料については、PDF 等の編集できないデータ形式でも構いません。

12. 情報提供依頼に関する留意事項

- ① 本情報提供依頼は、自治体情報システムの標準化・共通化について、広く情報を得るための手段として実施しており、契約を前提としたものではありませんが、今後 RFP を実施する場合には今回の RFI 回答事業者を参加資格要件とする場合があります。
- ② 情報提供者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- ③ 提出いただいた資料は、返却いたしません。
- ④ 本情報提供依頼に対する回答に要する一切の費用は、情報提供者の負担とします。
- ⑤ 提供いただいた資料は、本情報提供依頼に関わる本市職員に対し、複写・配布する場合があります。なお、情報提供者に断りなく第三者に開示することはありませんが、「大津市 DX 推進支援業務」の委託業者へは目的外の用途で利用しないことを前提に情報共有を行います。
- ⑥ 提供いただいた情報は、本市の標準準拠システムへの移行を円滑に行うための計画策定及び準備作業の参考のほか、国への報告や他自治体との情報交換のために利用させていただくことがあります。

13. 問合せ先・提出先

- 住所 : 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町 3-4 大津市役所第 2 別館
- 担当部署 : 大津市政策調整部情報政策課
- 担当者 : 石居
- 電話番号 : 077-528-2713
- メール : otsu1218@city.otsu.lg.jp